

平成26年度第7回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成26年10月28日(火) 16時00分開会
17時10分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席委員**

委員長	窪 蘭 修	委員	津 曲 貞利
委員	高 島 まり子	委員	桃 木 野 聡
教育長	石 踊 政昭		

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	星 野 泰 啓	教育部長	藤 田 芳 昭
総務課長	橋 口 訓 彦	施設課長	岩 切 正 己
文化財課長	兒 玉 潤 一 郎	美術館副館長	山 西 健 夫
図書館長	斉 之 平 智	学務課長	松 山 武 史
学校教育課長	白 濱 富 男	保健体育課長	向 井 雄 志
青少年課長	岩 戸 均	生涯学習課長	寺 藪 裕 之
少年自然の家所長	藤 山 洋 一	中央学校給食センター所長	春 田 浩 志

◇ **書記**

総務課主幹	土 屋 幹 雄	総務課主査	久 家 加 奈 子
-------	---------	-------	-----------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 3 3 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件〕
 - 定第 3 4 号議案 鹿児島市立小中学校区の変更に関する件
 - 定第 3 5 号議案 平成 2 6 年度鹿児島市教育委員会活動の点検・評価の件
- 6 協議事項
 - (1) 土曜授業の実施について
- 7 報告事項
 - (1) 市教育振興基本計画（後期）の策定に係る「教育に関する市民意識調査」について
 - (2) 市議会関係の審議結果等について
 - (3) 教育委員会関係の主な行事について
- 8 その他
- 9 閉会

◇ 会議要旨

1 開会

委員長 ただいまから、平成26年度第7回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

委員長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

委員長 次に会議の非公開についてですが、本日の議案3件のうち、定第33号議案は人事に関する案件であります。すでに発表となっている内容ですので、公開とする扱いとしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第33号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件〕

承認

委員長 それでは、定第33号議案について、説明をお願いします。

事務局 定第33号議案「代決処分の承認を求める件」は、鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、参照にありますように教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、教育委員会の承認を得ようとするものでございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 ただいまの説明について、何かご質疑はありますか。

(なしの声あり)

委員長 ご異議もないので、本件は原案どおり承認することに決定します。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第34号議案 鹿児島市立小中学校区の変更に関する件

原案可決

委員長 次に、定第34号議案について、説明をお願いします。

事務局 議案綴りの3ページをご覧ください。定第34号議案「鹿児島市立小中学校区の変更に関する件」について、ご説明いたします。この議案は、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第2条第11号の規定に基づき、桜ヶ丘八丁目に新たに編入された区域の校区設定を変更しようとするものでございます。平成26

年8月28日に小中学校区審議会に諮問し、現地調査等を実施の上、変更することを適当と認めるとの答申を得ております。お手元の「定第34号議案関係資料」の1ページをご覧ください。対象は桜ヶ丘八丁目43番地から45番地の一部でございます。従前は宇宿五丁目1046番の一部で、宇宿小学校区・南中学校校区になります。民間業者の宅地開発に伴い、宇宿五丁目から桜ヶ丘八丁目に編入されております。位置関係につきまして、2ページをご覧ください。対象地は、図面中央部に青色で丸を付けた部分でございます。黄色でお示した桜丘東小校区に隣接し、桜丘東小から直線距離では約800メートル、宇宿小から直線距離では約550メートルのところでございます。3ページをお開きください。対象地は、図面中央部に青色で丸印を付けた部分でございます。黄色でお示した桜丘中校区に隣接し、桜丘中から直線距離では約2000メートル、南中から直線距離では約1700メートルのところでございます。なお、1ページの3. 現況の(4)に示してありますように、それぞれの学校までは、地図上の直線距離は宇宿小・南中が桜丘東小・桜丘中よりも近距離にあります。高低差等の関係から実際の通学距離では、ほぼ同じところがございます。4ページをお開きください。黄色で示した区域が対象地でございます。赤色の破線が現在の校区境でございます。青色の破線が今回の変更案でございます。対象地は、民間業者が一体的に宅地開発した「桜ヶ丘ビュータウン」全99区画の内23区画であり、この開発区域を桜丘東小・桜丘中校区と宇宿小・南中校区に分けることは地域コミュニティーを分断することになります。桜ヶ丘八丁目と宇宿五丁目の町境にあり、桜ヶ丘八丁目側からしか通行できません。23区画と少なく、学校規模に大きな影響はないものと考えております。通学路の状況をもみても、桜丘東小・桜丘中への通学がより安全性が高いと判断できます。以上の点などから、審議会において校区変更を適当と認める答申を得たものでございます。以上で、ご説明を終わります。ご審議のうえ、決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

委員 確認ですが、この変更により学校を転校しなければならない生徒はいますか。

事務局 今回の桜ヶ丘8丁目の住宅の開発にあたりまして、早い段階から住んでいた方が3人ほどおりました。これまでは宇宿小学校の校区でしたが、地理的な理由等をもちまして、桜ヶ丘東小学校のほうに通学しておられます。従いまして、今後入学される方は変更の必要はないと考えております。

委員 黄色で示した区画は、桜ヶ丘8丁目の中にありますが、ここは今から住宅が建っていきますか。

事務局 はい。さらに桜丘東小学校の生徒は増える見込みであります。

委員長 他になければ、定第34号議案については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 ご異議もないので、本件は原案どおり承認することに決定します。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 35 号議案 平成 26 年度鹿児島市教育委員会活動の点検・評価の件

原案可決

委員長 次に、定第 35 号議案について、説明をお願いします。

事務局 地方教育行政法第 27 条第 1 項の規定に基づく教育委員会の点検・評価につきましては、これまで委員の皆様にご検討いただき、ご意見・ご提言、評価をいただいております。このほど、公表に向け報告書の形で整理いたしましたので、本日は内容のご確認をお願いするものでございます。別冊の定第 35 号議案関係資料をご覧ください。報告書案になります。1 ページをお開きください。記載項目、構成は例年の報告書と同様としており、最初に制度の趣旨、2 ページは実施フロー図と教育行政評価会議につきまして説明を記載しております。3～4 ページは今回の評価対象の事業一覧とその評価を記載しております。この中で、確認をお願いしたい部分が、3 ページの施策番号 7、食育の推進の事業番号 10、学校給食活動の充実ですが、最終評価を二次評価と同じ B としております。本事業は、市学校給食協議会に研究誌作成のための負担金を支給している事業です。二次評価で B 評価が付いておりましたが、最終評価検討の際に、「負担金方式による事業運営に課題があるとしても、一定の事業の成果は上がっており、A 評価でも良いのではないか。」とのご意見をいただき再検討いたしました。判断にあたっては、市長事務部局の行政評価の取扱いも参考に、やはり負担金方式の改善が必要であるという点を重視し、B 評価としているところでございます。そのほかの事業につきましては、前回検討時の評価と変わっておりません。次に 5 ページをお開きください。教育委員会の総評を記載しております。これにつきましても、皆様からいただいたご意見をベースに原案を作成し、メールによるやりとりの中で確認してまいりましたが、最後の確認分からの修正はございません。7・8 ページにつきましては、教育行政評価会議で評価をいただいた外部評価の結果につきまして記載しております。この内、B 評価が 8 ページの表の中ほどに 1 つございます。9 ページ以降に各事業の評価シートを掲載しておりますが、17 ページをお開きください。外部評価が B 評価の「新・郷中教育推進事業」でございます。評価内容に記載のとおり、「来年度から児童クラブが 6 年生まで拡充していく予定であり、当事業との違いが分かりにくくなる面があることから、異年齢集団のよさを生かしながら、その違いを明確にすべきである。」として B 評価としておりましたが、現在の取組の評価として成果が見られることから、最終評価で A 評価としたところでございます。飛びまして、45 ページをご覧ください。参考資料として、教育委員会の活動状況、47 ページ以降は、数値目標の達成状況等を掲載しております。以上が報告書の内容になります。今後のスケジュールを併せて説明いたしますと、議決をいただきましたら、報告書として整理・印刷したうえで、例年と同様、11 月に市議会に提出するほか、ホームページに掲載する予定と

しております。よろしくご審議のうえ、決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 ただいまの説明について、何かご質疑ありませんか。

委員 児童クラブが6年生まで拡充していく予定とありますが、新・郷中教育との違いが分かりにくくなるということで、今後、新・郷中教育推進事業はどのような展開をしていきますか。

事務局 現時点では、子育て支援推進課との連携を取りながら一体的に進めていきたいと考えています。新しい総合プランでは、児童クラブとの一体または連携を取りながら行うことが求められていますので、本市では学校や子育て支援推進課とどのように展開していくかを今後検討していきたいと考えています。

委員長 他になければ、定第35号議案については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 ご異議もないので、本件は原案どおり決定することにいたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 協議事項

(1) 土曜授業の実施について

委員長 次に、協議事項(1)について、説明をお願いします。

事務局 土曜授業について、説明をさせていただきます。このことにつきましては、以前から定例会でも説明や資料を提供していますが、今回は県の情報や本市における今後の課題を説明します。協議事項関係資料(1)をご覧ください。1にありますように、文部科学省は土曜日を有意義に過ごせていない実態があるなどの理由から土曜授業実施に至ったようです。また、文部科学省の考える土曜授業についてですが、地域と連携した体験活動や外部の人材を活用した授業を考えているようです。次に県の動向です。10月9日の新聞報道で私どもも驚いたのですが、県教委が考えているのは教育課程に位置付け、第2土曜日を原則としまして月1回程度半日単位で授業を実施することです。土曜授業の実施につきましては、市町村教育委員会の判断となっておりますが、県教育委員会は県内全域の公立小・中学校に導入する方向で、関係団体と連絡・調整の上、検討をしているところです。また、3のように県教委は今後、モデル校の実施状況や検討会における意見を踏まえまして、県内すべての市町村で土曜授業の実施が可能となるように、10月中に方針を示した通知を各市町村教委に発出する予定でございます。現在のところはまだ届いておりません。4にありますように、県教委は土曜授業の実施に関して、県政モニターにアンケートを行っております。約8割が実施したほうがよいと回答しており、主な理由に「学力向上」や「有意義な土曜日」を挙げております。資料にはございませんが、本市におきましても各小・中学校長に「土曜日の活用に関するアンケート」を行っております。仮に、土曜授業を実施する場合は、小・中学校とも

通常の教科等の授業の実施がよいとの回答が多かったようです。また、県市町村教育委員会連絡協議会では、各市町村の教育委員会に土曜授業に関する実施調査を行っております。43市町のうち42が「平成27年度土曜授業を実施予定、検討中である」と回答しております。また、実施する場合は、41市町村が「教育課程に位置付けた方がよい」と回答しております。なお、実施回数につきましては、17の市町村が「月に1回程度」と回答しております。5には、本市が実施する場合、このような課題があると考えております。今日は、土曜授業はどうあるべきか協議をお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はありませんか。

委員 13年近く続いた学校週5日制を変えることなので、いろいろな問題が生じると思います。しっかり考えながら行うことが必要ですね。

委員 文部科学省が子どもたちは、土曜日を有意義に過ごせていない実態があると思っていますが、本市でも考えられますか。

事務局 本市の状況を見た場合に、小学校でいいますとスポーツ少年団活動を実施している子どもたちや習い事をしている子どもたち、中学校でいいますと部活動をしている子どもたちは、地域の活動にも参加している子どもたちがいます。一方で、スマートフォンを使って一日を過ごす子どもたちも多くいます。ですから、充実している子どもと充実していない子どもの両方いるのが状況になっております。

委員 13年近くたって、夫婦共働きの状況が進む中で親が家にいないから子を学校に預けたいという社会の要請で土曜授業が始まろうとしているのでしょうか。

事務局 学校に子を預けることができれば、安心・安全というニーズは高まっていると思います。

委員 私は、13年前の学校週5日制を導入したときの委員でした。そのときの議論の中で、土日を有意義に過ごすために総合的なスポーツクラブや児童クラブ等を地域で育成するという議論になりましたが、結果的にうまくいきませんでした。地域では、この土日で全児童をマネジメントするという試みがなかなかできず、最終的に子どもたちを良好なかたちで導くというよりも、放置される問題や学力的な問題がでてきたと感じられます。土曜授業を行うことによって、学校という学びの場を子どもたちに多く提供できることはいいと思います。しかし、土曜授業になったから学力があがるとは思いませんので、やはり月から金の授業も改めて見直す必要があると思います。

委員 アンケートで「実施した方がよい」という意見が多いとありますが、児童クラブの問題の延長から、学校に子どもを預けるという観点で親が期待されているのなら間違っていると思います。ですから、何をするかを明確にしておかないと、自分たちの時間として部活や予定を組み込んでいる親からすればクレームがでることがあるかもしれません。土曜授業をするのであれば、目的を明確に掲げて行う方が理解を得られると思います。抽象的な表現ではなく、土曜授業をするのであれば、学力向上に向けて授業を行うと掲げた方がよいと思いま

す。

委員 文部科学省の考えは、どちらかといえば主要な教科より地域との連携を入れ込みながら、日頃体験できない教育を土曜日にしたいと言っているのとらえています。先ほども話にあったとおり、どれだけ有意義に過ごせていない人があるのかを把握できていないのに、これを行う前提がいまだに分かっておりません。土曜授業をいきなり行うことによって、困る人もいるのに勝手にものごとを進めていこうとしているところが腑に落ちません。しかし、前向きにやると考えているのであれば、土曜日をだらだら過ごすのではなく、安心・安全で有意義な土曜日にしたいということですので、体を使った体験型の学び等を入れることもよいのではないかと考えています。その部分にウィークデイでつぶれている授業のところを入れて、ウィークデイの空いた時間を学力の向上にあてることにより、全体的に見たら学力向上のための学習の時間が増えることにつながると考えます。個人的な考えですが、明日の日曜日が休みなら土曜日にきつい授業を行ったとしてもがんばれると思います。

委員 2点申し上げます。1点目は、どんな土曜日の過ごし方をするのかを固めないと意味のないことになると思います。4週間の内の第2週目の土曜日をどうするか、学習や地域での体験活動などを子どもたちに提供していくか、いろんな議論を行っていくことが大切になると感じています。2点目は、違う観点になりますけど、大阪の事件で学校開放が厳しくなりましたが、学校を閉鎖するというより学校を開放する方向がいいと考えております。なぜなら、学校はいろいろな地域のコミュニティーの場でもあり、過疎地であっても多くの行事を行っています。少しでも稼働率を上げることにより、さらに地域の活性化につながり多くの人たちに使用してもらえらると思います。公共マネジメントの観点から学校開放も含めて、土曜授業や日曜日の在り方とは全く違う話ですが、つながりがあると考えております。

委員 土曜授業の実施は、市町村教育委員会の判断でよいとなっておりますが、県教育委員会は全市で行うことを検討しているとのことですね。他の県では、土曜授業を実施している市と実施していない市もあると聞いています。義務教育の観点から、これはよろしいのでしょうか。

事務局 保護者の立場から見たときに、実施されない市の親は「なぜ私の学校は実施されないのだろう」と率直な疑問を持つ方も多いと聞いております。教員の立場から見たときにも実施していない市の教員は、「負担が少なくていい」などの意識のばらつきが出てくると思います。先生たちの不満は学校にも影響が出て、様々な問題が発生してしまいます。義務教育というものを考えますと、不満が出ないようなしっかりとした目的を示して行うことが必要だと思われま

委員 私は、人間と人間とのつきあいを深めるために、土曜日を充てることがいいと考えております。また、月1回だけでいいのか、どんな土曜授業にするのかを議論する必要があると感じています。

委員 体験学習などは、生きていく上で非常に大切だと思いますが、そのような機

会を提供することができるのかという問題もありますし、保護者の皆様は、お子さんが勉強以外の部分でやりたいことがあるなら、そういった場を提供されていると思われま。す。ですから、土曜日の授業は勉強の機会を提供することがいいと考えております。

委員 学校は各市町村のコミュニティーの場ですから、いろいろなことに開放していくべきだと思います。

委員 地域で監視ができていないから、門扉を閉めなければいけない状況が続いていると思います。最近では不審者も多いですので、この状況を改善することが安心した学校開放につながると思います。

委員 私は、しっかりとした防犯をすることと門扉を開放することは矛盾しないと思っています。図書館やプールなどの公共施設と同じように開放できることは可能だと思います。

委員長 他になれば、引き続き協議することで確認しておくことといたします。



7 報告事項

(1) 市教育振興基本計画（後期）の策定に係る「教育に関する市民意識調査」について

委員長 次に、報告事項(1)について、説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料①をご覧ください。市教育振興基本計画（後期）の策定に係る「教育に関する市民意識調査」の実施について、報告いたします。「教育振興基本計画」につきましては、平成23年度から33年度までの11年間としており、前期を23年度から27年度までの5年間、後期を28年度から33年度までの6年間としております。このため、来年度、27年度に後期計画を策定する予定ですが、策定にあたり市民ニーズの把握や前期の取組みの評価等を目的に、市民意識調査（アンケート調査）を今年度、実施いたします。「調査期間」は平成26年11月14日（金）から12月1日（月）まで「調査対象」は3,000人です。2ページの表にありますとおり、学校教育等の区分ごとに対象者を抽出する層化抽出方式により対象者を選定し、回答は郵送で回収します。「調査項目」については、5ページをご覧ください。問1から40まであり、番号に○を付ける方式になります。設問については、5年前の調査結果との比較を行いますので、基本的には前回調査と同じ内容にしております。23ページ以降に新旧対照表を付けておりますが、25ページをご覧ください。近年の教育を取り巻く状況等をふまえ、新たに問25-2の「学校支援ボランティア事業」に関する設問等を追加しております。委員の皆様におかれましては、後ほど資料にお目通しいただき、ご意見等ございましたら、事務局に10月31日までにお寄せください。以上でございます。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。
(なしの声あり)



(2) 市議会関係の審議結果等について

(3) 教育委員会関係の主な行事について

委員長 次に、報告事項(2)及び報告事項(3)について、説明をお願いします。

事務局 議案綴りの5ページをご覧ください。報告事項(2)の市議会関係の審議結果等について、ご説明いたします。平成26年第3回市議会定例会が、9月2日から9月29日までの28日間開催されまして、教育委員会関係の議案3件が原案どおり可決されたところでございます。また、昨日、桜島爆発対策特別委員会が開催され、桜島火山対策に係るその後の経過等の審議が行われました。以上が市議会関係の報告でございます。続きまして、報告事項(3)教育委員会関係の主な行事でございますが、11月3日文化の日に、科学館、美術館等の施設を無料開放いたします。以上でございます。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

(なしの声あり)

8 その他

委員長 それでは事務局の方からどうぞ。

事務局 次回の定例会についてご連絡いたします。次回は、11月19日水曜日15時30分から17時を予定しております。場所は教育委員会室で行いますので、よろしく申し上げます。以上です。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

9 閉会

委員長 それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了します。

【以上】